



平成29年度上半期 協会員に対する監査結果

平成29年10月17日
日本証券業協会

1. 29年度上半期の協会員に対する監査結果について

1. 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 55 先（会員 35 社、特別会員 20 機関）に対し監査を実施

2. 監査結果（通知書交付ベース）

① 監査結果通知先

協会員 50 先（会員 30 社、特別会員 20 機関）

うち、 7 先（会員 7 社）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 指摘の主な内容

➤ 法令違反

（会 員）

広告における表示すべき事項

有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認

➤ 諸規則違反

（会 員）

勧誘開始基準に係る不備

2. 会員に対する監査の実施状況

実施状況	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	35社	35社	35社
うち取引所との合同検査	13社	14社	15社
うち協会の単独監査	22社	21社	20社
うち特別監査等	0社	1社	3社
② 1先平均の監査日数	7.5日	7.6日	7.9日
(1先当たりの監査日数)	(4～14日)	(3～17日)	(4～15日)
③ 1先平均の監査人員	4.0人	4.0人	4.5人
(1先当たりの監査人員)	(3～6人)	(3～11人)	(3～10人)

○ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

○ ②及び③については、書類監査及び特別監査等を除外。

3. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	20 機関	19 機関	21 機関
② 1 先平均の監査日数	5.4 日	5.2 日	5.2 日
(1 先当たりの監査日数)	(5～11 日)	(5～7 日)	(5～8 日)
③ 1 先平均の監査人員	3.5 人	3.6 人	3.6 人
(1 先当たりの監査人員)	(3～7 人)	(3～6 人)	(3～5 人)

○ ②及び③については、書類監査を除外。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	30社	31社	39社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(7社)	(8社)	(12社)

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	2件	2件	4件
① 広告における表示すべき事項	1件	—	—
② 有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認	1件	—	—
○ その他	—	2件	4件

(注) 28年度の「その他」は、差金決済取引（1件）、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示（1件）、作為的相場を形成させるべき取引を防止するための売買管理が不十分（1件）、空売り価格規制（1件）、取引時確認（1件）、事業報告書等の記載（1件）を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	1 件	6 件	9 件
○ 勧誘開始基準に係る不備	1 件	—	—
○ その他	—	6 件	9 件

(注) 28年度の「その他」は、売買管理体制に係る不備（8件）、注文管理体制に係る不備（2件）、個人情報管理の不備（1件）、合理的根拠適合性の検証に係る不備（1件）、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に係る不備（1件）、内部管理統括責任者による営業行為（1件）、広告の審査に係る不備（1件）を指摘。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(4) 会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢の不備の指摘件数	6 件	8 件	1 5 件
① 法人関係情報に係るもの	2 件	2 件	—
② 証券化商品に係るもの	1 件	—	—
③ 合理的根拠適合性の検証に係るもの	1 件	—	—
④ 広告審査態勢に係るもの	1 件	—	—
⑤ その他内部管理態勢に係るもの	1 件	—	—
○ その他	—	6 件	1 5 件

(注) 28年度の「その他」は、システムリスク管理態勢に係るもの（6件）、取引時確認等の管理態勢に係るもの（5件）、個人情報の安全管理措置に係るもの（2件）、高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの（1件）、情報セキュリティ管理に係るもの（1件）、事業継続計画の整備に係るもの（1件）、販売資料の記載内容に係るもの（1件）、顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの（1件）、金融商品仲介業者の管理態勢に係るもの（1件）、内部者登録に係るもの（1件）、内部者取引の管理態勢に係るもの（1件）を指摘。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	20機関	20機関	20機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(1機関)	(2機関)	(1機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	—	1件

(注) 28年度は、顧客に対する特別の利益提供(1件)を指摘。

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	—	2件	—

(注) 28年度は、役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（2件）を指摘。

(4) 特別会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	29年度 上半期	【参考】28年度	
		上半期	下半期
内部管理態勢の不備の指摘件数	—	—	1件

(注) 28年度は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの（1件）を指摘。

(1) 法令違反【会員】

- 広告における表示すべき事項
 - 広告を行うときに法令で表示が義務付けられている「金融商品取引業者等である旨」、「登録番号」、「手数料等」、「リスク」、「金融商品取引業協会に加入している旨及びその名称」を表示していなかった。
- 有価証券の「実売り」に係る管理方法の確認
 - 株式の預託を受けていない顧客から売付けの注文を受けた際に、顧客にその売付注文に係る株式の管理方法を確認した記録を保存していない。
 - 株式の預託を受けていない顧客から売付けの注文を受けた際に、顧客にその売付注文に係る株式の管理方法を確認することなく実売り注文として執行した。

(2) 規則違反【会員】

- 勧誘開始基準に係る不備
 - レバレッジ投資信託の勧誘開始基準として、高齢顧客及び無職の顧客への勧誘は原則禁止とし、コンプライアンス部長等の事前承認を得た場合に限り可能としているが、これら高齢顧客等に対し、その承認の前に勧誘し、販売を行っていた。

IOSCO協力会員諮問委員会(AMCC) 中間会合等の模様について

平成29年10月18日
日本証券業協会

会議名 及び開催日	AMCC中間会合 9月25日(月)～26日(火) AMCC研修セミナー 9月26日(火)～28日(木)
開催地	インド ムンバイ
参加者数	AMCC中間会合 約40名 AMCC研修セミナー 約80名
概要	● 今回の中間会合では、レグテック、サイバーセキュリティ、MiFID II のクロスボーダー適用、リテール投資家保護、規制当局間における情報交換の枠組み等、IOSCOにおける課題について、政策委員会等での議論を踏まえつつ、幅広く議論が行われた。 ● 本年5月のモンテゴベイ総会におけるIOSCO事務局からの提言を踏まえ、AMCCは、メンバーの自主規制機関、取引所その他市場インフラとしての専門性を活かしながら、引き続き効果的にIOSCOにおける重点検討課題に貢献していくことが確認された。 ● 規制関係グループ(RAG)のセッションでは、各市場における最近の自主規制やその他の取組み、新たな規制上の課題等について報告が行われ、情報・意見交換が行われた。 ● 中間会合に引き続き開催された研修セミナーでは、サイバーセキュリティ、レグテック、コーポレートガバナンス、規制の執行及び証券会社への監査実務、市場監視の手法、SMEファイナンス等、主に技術革新を利用した証券監督の実務や技術革新が証券市場に与える影響等について取り上げられ、研修参加者間で議論が行われた。

AMCC中間会合2017

2017年9月25日(月)～26日(火)

● 歓迎挨拶

スピーカー

- Mr. Jos é Carlos Doherty, AMCC議長 / ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) CEO

<主なポイント>

AMCCの役割は、諮問委員会(consultative committee)という名前が示す通り、IOSCOの課題につきアドバイスを提供することが主眼となる。IOSCOの活動は、限られたリソースの中でよりインパクトを与えうる分野にフォーカスしていくとの方針に従い、AMCCではIOSCOの各政策委員会が取り組んでいる重要課題を的確に取り上げ検討していくことが求められている。このためには、各政策委員会に参加しているAMCCメンバーがリエゾンの役割を果たし、AMCCと各政策委員会との連携を一層強化していくことが期待される。

● 開会の辞

スピーカー

- Mr. Shri Dhirendra Swarup, ボンベイ証券取引所(BSE), Chairman
- Mr. Shri Ashishkumae Chauhan, ボンベイ証券取引所(BSE), Managing Director & Chief Operating Officer

<主なポイント>

インドのような新興市場国では、資本市場はインフラ整備や中小企業育成のための資金供給を通じて今後の経済成長に大きな役割を果たす。その役割を果たすためには、健全かつ効率的な市場の育成、投資者保護、適切な規制の枠組みの整備が求められている。本会合における議論が、関係機関間の情報交換を促し、各国における市場整備のための有効な政策立案に貢献することを期待している。

● IOSCO代表による講演(最近のIOSCO代表理事会における優先事項)

スピーカー

- Mr. Tajinder Singh, IOSCO事務局次長

＜主なポイント＞

IOSCOは、各種委員会、タスクフォース、ワーキンググループといった様々な検討体を有している。これらの活動は同時並行的に行われるが、全てIOSCOが定める「証券規制の目的と原則」において示されている①投資者保護、②市場の公正性、効率性、透明性の確保及び③システミックリスクの削減を目指すものである。これらの目的を達成するためには、IOSCO全体が一丸となって活動すること(One IOSCO)が重要である。

最近の証券市場及びその規制は、技術革新、各国の金融政策、地政学的な動向や人口動態といった様々な駆動力(driver)により影響を受けている。現在、IOSCOにおいては、これらの影響力を考慮しつつ、今後注力して行く5つの分野を特定している。それらは、①市場の強靱性(CCPや資産運用業も視野に入れシステミック・リスクの発生源を早期に特定することに注力する)、②情報共有(特にストレス状況下での市場流動性分析のためのデータギャップ補完、各国間のデータ秘匿性保護法制の調和、規制執行に関する協力のためメンバー間の情報共有を促進していく)、③投資者保護(引き続き、投資者に不当な被害を及ぼす恐れのある商品・問題の特定・対応を進める)、④資本市場の役割の考察(資本市場が成長のための資金供給、経済・社会の持続性のために果たすべき役割を検討する)、⑤フィンテック(技術革新が証券市場・規制に及ぼす影響を分析・検討する)である。

これらの分野への対応には業界からの貢献がますます重要になっている。このため、本年10月に開催されるIOSCO代表理事会の日程に合わせてステークホルダーズ会合を開催することとし、業界との対話をより深めることとした。引き続きAMCCからも一層の協力を期待したい。

● パネル・ディスカッション：MiFID II / MiFIRのクロスボーダー適用

スピーカー

- Mr. Benoit Gourisse, 国際スワップデリバティブ協会(ISDA), Senior Director for European Policy
- Mr. Daniel Waters, ICIグローバル, Managing Director
- Mr. Vincent Ingham, 欧州投資信託協会(EFAMA), Director of Regulatory Policy
- Mr. Mushtaq Kapasi, 国際資本市場協会(ICMA), アジア大洋州代表

<主なポイント>

- 来年1月から導入されるMiFID II / MiFIRについて、特にそのクロスボーダーの適用について議論が行われた。投資者保護につき合理的な方策を採ることを求めているMiFID I から十分な方策を採ることを求めるMiFID II への移行に伴い、セルサイド・バイサイドの業者はともに多くの対応が求められている。
- 特に、最良執行、リサーチ費用の開示を含む透明性規制、商品デリバティブに関するポジション規制等は、クロスボーダーで欧州域外との取引、域外の業者にも適用され、域外に影響が及ぶことに十分注意する必要がある。
- 欧州と米国が互いに不満を述べあっているが、十分な規制上の調整が完了していない。一方、アジアの法域では、域外適用の影響が十分認識されていない懸念がある。

● パネル・ディスカッション: AMCC規制関係グループ

スピーカー

- Mr. Jinsu Kim, 韓国取引所(KRX), Market Oversight Commission
- Dr. Dinesh Kumar Soni, インド国立証券取引所(NSE), Head of Inspection and Exchange Compliance
- Mr. Rajesh Saraf, ボンベイ証券取引所(BSE), Senior General Manager-Surveillance
- Mr. Andrew Kriegler, カナダ投資業規制機構(IIROC), President and CEO
- Mr. Daniel Sibears, 米国金融取引業規制機構(FINRA), Executive Vice President of Shared Services-Regulatory Operations
- Ms. Patricia Fesch Menandro, ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA)
- 小野島 貴弘, 日本証券業協会(JSDA), 国際部 部長
- モデレーター: 石倉 宏一, AMCC規制関係グループ議長 / 日本証券業協会(JSDA) 執行役 政策本部共同本部長

<主なポイント>

参加メンバーから最近の課題として以下のトピックが紹介された。

- 韓国取引所(KRX): 選挙等で価格が急変動する政治関連銘柄に対する受注停止・注意喚起制度
- インド国立証券取引所(NSE): 取引所参加業者の能力開発プログラム及び監督方法
- ボンベイ証券取引所(BSE): 誤発注等による急激な価格変動を防止するプライスバンド
- カナダ投資業規制機構(IIROC): 社債の流通市場の透明性向上のための施策
- 米国金融取引業規制機構(FINRA): 高齢投資者向けのホットライン及び高齢顧客保護のための規則改訂
- ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA): ファンド管理に関する新規制
- 日本証券業協会(JSDA): 自主規制規則見直しの仕組み(WGIにおける取組み及び定期的な見直し制度)

● グローバル・サイバーセキュリティ 資産運用ベンチマーク調査(2017):一次結果の報告

スピーカー

- Mr. Peter Salmon, AMCC資産運用サイバーセキュリティWG主査 / ICI, Senior Director of Operations and Technology

＜主なポイント＞

AMCCがメンバーに対し過去3年間に行ったサイバーセキュリティに関するサーベイの結果が紹介された。

- 全体的な傾向として、パスワード管理の厳格化、アプリケーションのインストールの制限・禁止、データの暗号化の導入等の面でサイバーセキュリティに対する意識の向上が見られ、また、定期的な検査、インシデント対応プランの策定、レポートラインの整備等サイバー脅威に対する管理体制も強化されつつある。
- サイバー保険契約を締結している機関・会社は、コストへの考慮から増加していない。
- SNSの利用を禁止している機関・会社は少数にとどまる。

● IOSCO政策委員会の近況報告(法執行及び情報交換)

スピーカー

- Ms. Isabel Pastor, IOSCO事務局, Head of Enforcement & Cooperation and Senior Advisor

＜主なポイント＞

クロスボーダーでの証券詐欺や不正行為に対応するためのIOSCOの多国間情報交換枠組み(MMOU)に署名した当局の数は、現時点で115機関に達した。利用件数も2003年には年間56件の利用だったものが2016年には3,330件となり急増している。近年の技術革新及び証券取引のクロスボーダー化の更なる進展に伴い、より強力な枠組みとする必要性から、本年3月に新たに拡大MMoU(EMMoU)が策定された。EMMoUにより追加された新たな効力は、それぞれの情報・機能の頭文字を取ってACFIT(A:監査報告書、C:喚問への証人出席の義務化、F:資産凍結、I:インターネットプロバイダーが有する情報、T:通話記録)と呼ばれている。

IOSCO-AMCC研修セミナー

2017年9月26日(火)

● 歓迎挨拶

スピーカー

- Mr. Dhirendra Swarup, ボンベイ証券取引所(BSE), Chairman

<主なポイント>

140年の歴史を誇り、現在5,500の上場会社を有するBSEは、1995年に場立ちを廃止し取引を完全にシステム化した。今回の研修セミナーの会場となっているBSEコンベンション・ホールはシステム化前の立会場であった。SEBIのリーダーシップの下でBSEはインドの急速な経済成長に貢献してきた。

● AMCC議長による開会の辞

スピーカー

- Mr. Jose Carlos Doherty, AMCC議長 / ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA), CEO

<主なポイント>

10回目となるAMCC研修セミナーを主催するBSEに感謝する。IOSCOにおいて、AMCCは諮問委員会としての役割を果たしている。自主規制機関や業界団体、市場インフラの運営を担うメンバーを擁するAMCCが開催する研修セミナーでは、市場で現在起きつつある事象、直面する課題を取り上げ、実際にその対応に当たっているメンバーがスピーカーを務め、専門知識を提供するところに大きな意義がある。

● 開会講演

スピーカー

- Mr. Ajay Tyag, インド証券取引委員会(SEBI), Chairman

＜主なポイント＞

AMCCメンバーの多様性は、IOSCOの証券規制に関する基準設定に対し効果的に貢献している。SEBIは、インドの証券市場の公正性向上・確保に向け、BSEとともにリソースの効率的な活用のためリスクベースの監督を促進し、コーポレート・ガバナンスの改善に注力している。また、高度に電子化・システム化が進んだ現在の証券市場では、サイバーセキュリティ対策が重要な課題となっている。

● 特別講演：最近のIOSCOにおける優先事項

スピーカー

- Mr. Tajinder Singh, IOSCO事務局次長

＜主なポイント＞

グローバル金融危機後においては、資本規制の強化により銀行はリスクを取り難くなっており、市場ベースのファイナンスの重要性が増している。市場ベースのファイナンスが有効に機能するためには、市場が信頼(trust)されることが不可欠である。市場が信頼されなければ市場の機能は有効に発揮されない。信頼には、3つの側面がある。1つ目は投資者の市場に対する信頼である。2つ目はシステム自身の強靱性である。証券取引所、CCP等を含めた市場インフラ全体が信頼されていなければ、市場参加者は集まらず、市場機能は十分に発揮されない。3つ目は規制当局に対する信頼である。商品の複雑化、取引のクロスボーダー化とともに、当局が投資者保護、市場の公正性確保に果たす役割も増大している。

● 特別講演

スピーカー

- Mr. Zia Mody, AZB & Partners, Managing Partner

<主なポイント>

自身も理事会のメンバーであるSEBIは、世界の有能な当局ベスト10にリストされている。これは、SEBIが常に規制のあるべき姿を考えてきた結果である。畏怖される当局は必ずしも有効に機能しない。悪質な行為には厳格に対処すべきであるが、悪意のない誤りがある程度許すことで、市場参加者からの情報提供、対話が促され、当局としての信頼につながる。有効なデータ収集に注力し、市場監視による抑止効果を高めることが重要である。的確なデータ、厳格な理由づけ、法的正当性の三点が揃ってはじめて、有効なエンフォースメントが行える。現在多くの国で現在過剰規制の反面執行不足の状況にある。これを打開するには、執行に当たる有能な人材の確保と能力開発が不可欠である。

● パネル・ディスカッション：サイバーセキュリティ

スピーカー

- Mr. Brijesh Snih, マハラシュトラ州警察 サイバーセキュリティ監察官
- Mr. Thomas Deinet, Standards Boards for Alternative Investments, Executive Director
- Mr. Peter Salmon, ICI, Senior Director of Operations and Technology

<主なポイント>

バングラデシュ中銀への攻撃など、サイバー攻撃が国全体の金融システムに深刻な脅威を及ぼす事例が生じている。サイバー脅威に対処するには、まず関係機関で最新の情報を共有し、攻撃のシミュレーションを共同で行い対策を検討すること、各機関において絶対に守らなければならないデータを特定し、その保護にリソースを注力すること、直近の攻撃事例を研究し追加的な対策を講じることが必要である。一方、複雑化してもパスワードに依存することは危険である。一番脆弱なところを攻撃されることに備える最悪シナリオへの対処戦略を立てておく必要がある。

2017年9月27日(水)

● パネル・ディスカッション:コーポレートガバナンスと情報開示

スピーカー

- Mr. Aurelio Gurrea-Martinez, ハーバード・ロー・スクール, Fellow of Program on Corporate Governance / Teaching Fellow of Program on International Financial Systems
- Ms. Vladislava Ryabotta, 国際金融公社(IFC), Regional Corporate Governance Lead
- Ms. Josina Kamerling, CFA協会, Head, Regulatory Outreach
- Mr. Anant Barua, インド証券取引委員会(SEBI), Executive Director,

＜主なポイント＞

- コーポレートガバナンスは、経営者と株主の間及び株主相互の間の問題として捉えられてきたが、昨今、企業は、社会の持続的な発展を支える存在であるとの認識の下、株主のみならず従業員や社会全体に対し責任を有しているとの観点から、企業と社会の間の問題として捉え直される傾向にある。
- 企業は、信頼(trust)を得ることで、より低コストで資金調達ができることをコーポレート・ガバナンスの意義として再認識すべきである。
- インドでは、経営者家族に不相応な高額報酬が支払われているファミリー企業の非ファミリー化を進めているが、抵抗も強く、あまり進捗していない。
- 独立取締役の導入は全世界的に進んでいるが、その形骸化の懸念も生じている。
- short-termismを脱し長期のengagementを促す報酬制度には、そのことで社会がベネフィットを得られるのであれば、減税等を通じて社会がそのコストを一定程度負担することも理に適う。

● 基調講演

スピーカー

- Mr. G. Mahalingam, インド証券取引委員会 (SEBI), Whole-Time Member

＜主なポイント＞

インドにおけるミューチュアル・ファンドの状況について、講演が行われた。

インドの財政・経済状況は安定化の方向に向かっている。最近5年間で財政赤字はGDP比6%から3%に減少、インフレ率も7%から2～3%に低下した。主要国の中央銀行の金融政策及びインド中央銀行が実施した高額紙幣の廃止等の影響で伝統的に高水準であったインドの銀行金利は6～6.5%のレベルに大幅に低下した。これらの状況がミューチュアル・ファンドへの資金シフトを促し、運用資産は5年間で約3倍に増加し、現在20.5兆ルピーとなった。

これに伴い、市場価値での換金、運用資産の多様化を定める規制が整備される一方、資産運用会社・カस्टディ・ファンドマネージャーが独立して責任を果たす運営体制が維持され、米国のファンドが不安定な状況に陥った際にも、インドのファンドには特に大きな問題は生じなかった。

今後更に、投資者教育、投資者への警告システムの整備、リスクヘッジに関するガイドラインの制定、運用資産の更なる多様化等を通じて、ファンド産業の健全な発展を促していく方針である。

● パネル・ディスカッション:監視

スピーカー

- Mr. Marcelo Deschamps d' Alvarenga, BM&F BOVESPA Market Supervision, Associate Director of Strategy and Analysis
- Professor Sriprakash Kothari, MITスローン経営大学院, Gordon Y Billard Professor of Accounting and Finance and Director, MIT India Program
- Ms. Corinne Riguzzi, スイス証券取引所, Head of Exchange Regulation

＜主なポイント＞

- 規制機関による市場のサーベイランスは、不正行為を抑止し市場の信頼を維持する役割を担っている。
- インドでは、オンライン、オフラインの市場監視を強化するとともに、風評の確認システム、各種警告情報の発出、プライスバンドの設定等を通じて不正行為を抑止し、投資者が不当な損失を被ることを防いでいる。
- スイス取引所では、注文状況をできるだけリアルタイムで公開することで不公正・不規則な取引を抑止している。
- ブラジルでは、BM&F BOVESPAから、見せ玉の発見のシステムを導入し、不正行為の抑止を図っている。
- スイス、ブラジルの両取引所では、これら新たなシステムの導入により、不正行為は相当程度減少した。

● 基調講演:IOSCOの拡大多国間覚書(EMMoU)

スピーカー

- Ms. Isabel Pastor, IOSCO代表理事会, Head of Enforcement & Cooperation and Senior Advisor

＜主なポイント＞

IOSCOの多国間情報交換枠組み(MMOU)及びその拡大について、AMCC中間会合と同趣旨の説明が行われた(P.6参照)。

● パネル・ディスカッション：法執行と調査

スピーカー

- Mr. Andrew Kriegler, カナダ投資業規制機構(IIROC), President and CEO
- Mr. Eric Chia, シンガポール通貨監督庁(MAS), Director and Head Market Conduct of Investigations II Division Enforcement Department
- Mr. Luiz Felipe Calabro, BM&F BOVESPA Market Supervision, Associate Director of Legal and Enforcement
- Mr. Daniel Sibears, 米国金融取引業規制機構(FINRA), Executive Vice President

<主なポイント>

各機関から最近の取り組みについて紹介があった。

- IIROCの法執行の根拠は会員との契約から始まっているが、現在では複数のカナダ州当局と同等に刑事訴追を含む権限を有する。また、過怠金の決定方法は5百万カナダドル若しくは不当利得の3倍の範囲で過怠金を科すことができる。
- BM&F BOVESPAは、過去の検査結果が良好な会社については前回監査と次回監査のインターバルを長期化すること等業者のリスクに応じて検査を行っている。
- MASは、海外からの発注による相場操縦事例において香港、米国、英国及び欧州の規制当局から情報を収集すべくIOSCOのMMOUを活用している。
- FINRAはマネーロンダリングを担当するチーム、債券取引を担当するチーム、販売実務を担当するチーム等不公正行為毎に専担のチームを有しているが、最近、高齢者との取引を担当するチームを創設した。

● 特別講演：規制におけるテクノロジー

スピーカー

- Mr. Nagendraa Parakh, インド証券取引委員会 (SEBI), Executive Director

<主なポイント>

インドの規制におけるテクノロジーの活用に関して、主に監視の分野において市場インフラ横断型の監視システムが導入されていること、顧客に付番されている固有コードを利用し、売り注文と買い注文を証券取引所が突き合わせるにより発注顧客が特定されることにより市場操作が防止されていること等が紹介された。

2017年9月28日(木)

● パネル・ディスカッション：SMEファイナンス

スピーカー

- Mr. Manoj Kumar, インド証券取引委員会(SEBI), Chief General Manager
- Mr. Ajay Thakur, ボンベイ証券取引所(BSE), Head SME Segment
- Mr. Aja Ramasubramaniam, Zone Startups, Director
- Mr. Neerav Parekh, vPhrase Analytics, 創業者兼CEO
- Mr. Nimesh Mehta, RockMetric Innovations, 創業者兼CEO
- Mr. Kevin Shah, Signzy Technology

<主なポイント>

インドにおけるSMEファイナンス及び市場整備の状況が紹介された。

- SEBIは、BSE及びNSEにSME市場の創設を認め、規制当局としてもSMC市場のプロモーションをしている。BSE、NSEの両市場とも順調に発展しており、2017年8月末現在でBSEには196社、NSEには78社のSMEが上場しているほか、これまでにBSEでは35社、NSEでは2社がSME市場からメイン市場へ移行した。
- インドでは、SMEは、GDPの8%、雇用の22%を創出している。
- SME市場は、メイン市場に比べ、報告・開示義務等の面で負担が軽減されている。
- SME市場におけるマーケット・メイキングも活発で、103社がマーケット・メイカーとして活動している。
- インドのフィンテック企業からは、SMEに対するコンサルティング業務、銀行に提供している顧客の情報管理をオンラインベースで行うシステム、インターネット上に存在する企業の財務情報を読み取り報告書を自動生成するシステム等の紹介があった。

● 基調講演：インドにおける倒産及び破産管理の仕組み

スピーカー

- Dr. M. S. Sahoo, Insolvency and Bankruptcy Board of India, Chair Person

＜主なポイント＞

インドの破産処理法、破産手続の概要が所掌当局から紹介された。破産手続においては、限られた資産のリサイクルを図り経済成長に資する観点から、資産を完全に解体するのではなく、極力企業価値を維持し資産の有効な移転を目指す措置が採られている旨の説明があった。

● パネル・ディスカッション：レグテック

スピーカー

- Ms. Gloria Dalton, 米国金融取引業規制機構(FINRA)インターナショナル, Senior Director
- Mr. Jean-Remi Lopez, 米国証券保管振替機関(DTCC), Director of Government Relations - Asia Pacific
- Mr. Nehal Vora, ボンベイ証券取引所(BSE), Chief Regulatory Officer

＜主なポイント＞

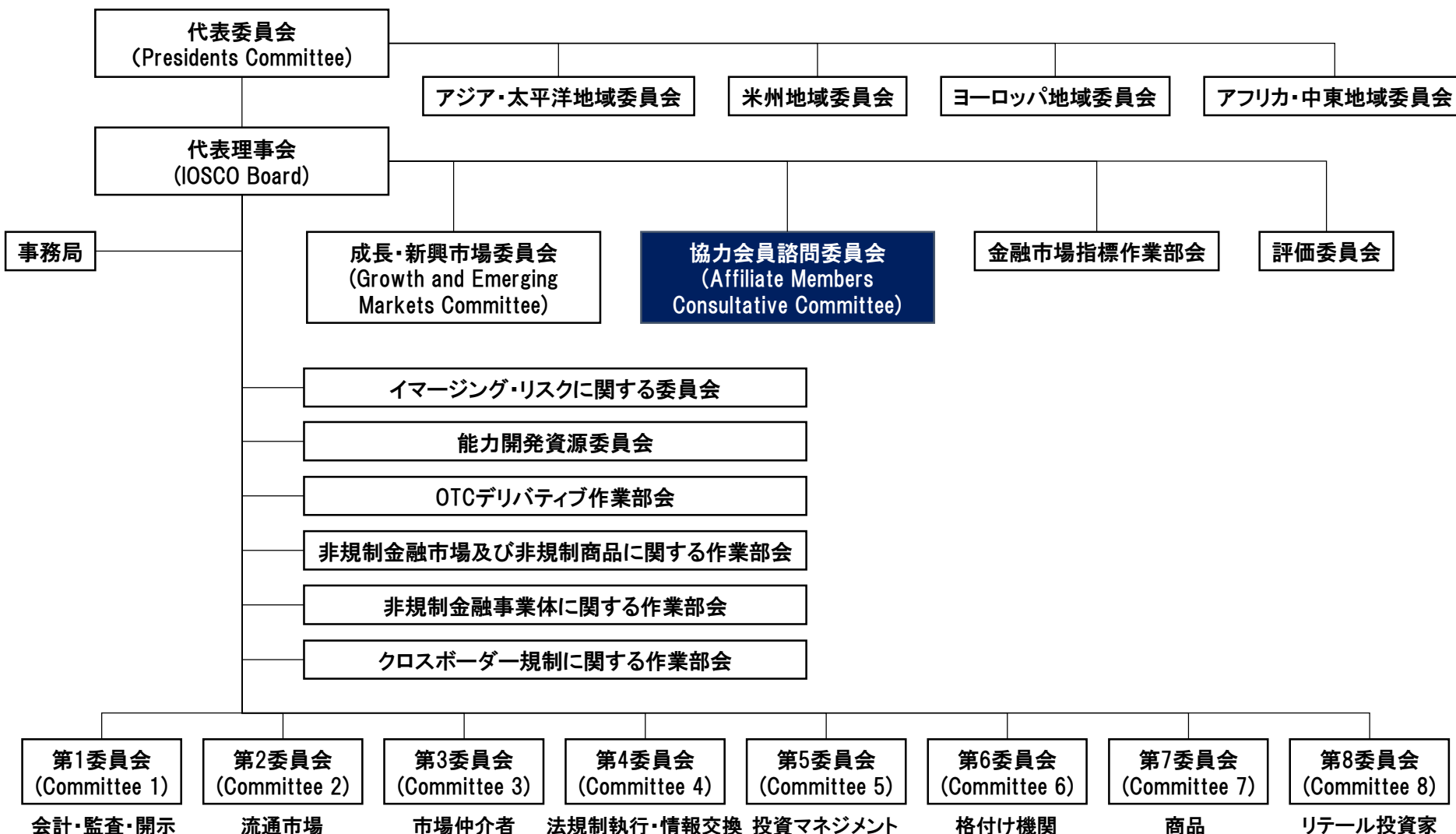
各機関における革新的技術の活用と当面の課題について紹介された。

- DTCCからは、テクノロジーは万能ではないので、テクノロジーの利用によりどのような業務を代替したいのか何を達成したいのかを最初に考えるべきであるとの指摘があった。
- FINRAからは、クラウドコンピューティングを利用することにより情報セキュリティが低下することが懸念されたが、実際には向上した旨の紹介があった。

IOSCO/AMCCの概要

会議名	証券監督者国際機構／協力会員諮問委員会 (IOSCO:International Organization of Securities Commissions) (AMCC:Affiliate Members Consultative Committee)
IOSCOの 設立目的	1. 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること 2. 不公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること 3. 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること
IOSCO 設立の経緯	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCOの メンバー	IOSCOのメンバーには、正会員(Ordinary Member)、準会員(Associate Member)、協力会員(Affiliate Member)の区分がある。我が国からは、金融庁、経済産業省及び農林水産省が正会員として、証券取引等監視委員会が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループ/日本取引所自主規制法人が協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
AMCCの 活動	本協会が加入する協力会員諮問委員会(AMCC)は、1989年に事務局長のイニシアティブにより設置された自主規制機関諮問委員会(SROCC)が、協力会員の属性の多様化に伴い、2013年9月に名称変更されたものである。AMCCの機能としては、協力会員相互間の情報交換のほか、協力会員としてIOSCOに参加している自主規制機関(SRO)の知見及び意見をIOSCOの政策委員会の議論に反映させ、グローバルな規制環境の適正な整備に資することが主要なものとなっている。同委員会の会合は通常年2回(IOSCO年次総会時の会合及び中間会合)開催されている。現在同委員会には約60の機関が加入している。 2006～2012年の間、本協会が旧SROCCの議長を務めたが、現在は、ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA)自主規制業務執行責任者Jose Carlos Doherty氏が議長となっている。本協会はAMCCのワーキング・グループであるRegulatory Affairs Group (RAG ROCCから改名)の議長を務めている。
市場関係者との 対話	IOSCOでは、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年2回程度開催している。

IOSCOの組織



開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006年	香港(6月)	スペイン マドリッド(11月)	中間会合のみ
2007年	インド ムンバイ(4月)	東京(11月)	中間会合のみ
2008年	フランス パリ(6月)	米国 ワシントン(12月)	第1回研修セミナー
2009年	イスラエル テルアビブ(6月)	英国 レディング(2010年1月)	第2回研修セミナー
2010年	カナダ モントリオール(6月)	ブラジル リオデジャネイロ(11月)	第3回研修セミナー
2011年	南アフリカ ケープタウン(4月)	台湾 台北(10月)	第4回研修セミナー
2012年	中国 北京(5月)	トルコ イスタンブール(11月)	第5回研修セミナー
2013年	ルクセンブルグ(9月)	カナダ トロント(5月)	第6回研修セミナー
2014年	ブラジル リオデジャネイロ(9月)	東京(4月)	第7回研修セミナー
2015年	英国 ロンドン(6月)	スイス チューリッヒ(10月)	第8回研修セミナー
2016年	ペルー リマ(5月)	米国 シカゴ(9月)	第9回研修セミナー
2017年	ジャマイカ モンテゴベイ(5月)	インド ムンバイ(9月)	第10回研修セミナー
2018年	ハンガリー ブタペスト(5月)	未定	
2019年	オーストラリア シドニー(未定)	未定	
2020年	アラブ首長国連邦 ドバイ(未定)	未定	